

○豊島区指定居宅介護支援事業所等に関するケアプラン点検実施要綱

平成31年3月29日

保健福祉部長決定

一部改正 令和7年2月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条及び同法第115条の45第3項の規定に基づき豊島区（以下「区」という。）が実施するケアプラン点検について、必要な事項を定めるものとする。

(ケアプラン点検の趣旨)

第2条 介護支援専門員等が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者が資料提出を求め又は訪問調査を行い、区が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。

(ケアプラン点検の対象)

第3条 ケアプラン点検の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅介護支援事業者
- (2) 指定施設サービス等
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者（予防を含む）
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者（予防を含む）
- (5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型を含む）
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (8) 第1号から前号に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(ケアプラン点検の形態等)

第4条 次に掲げる点検・支援の方法により、対象となるサービス事業者等に対して区の被保険者に関する個別の居宅サービス計画等について、法第23条に基づき資料の提出を求めて行う。

- (1) 書面点検

厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を参考に、「アセスメントに基づき適切な居宅サービス計画が作成されているか」、「自立支援に資するものとして十分な内容になっているか」、「真に必要なサービスが適正に位置づけられている

か」等の視点でケアプラン点検を行うもの

(2) 運営指導と一体的な点検

豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づき区が実施する運営指導と一体的に点検・支援を行うもの

(実施主体)

第5条 ケアプラン点検の実施主体は、豊島区とする。ただし、区が適当と認めた事業者等に委託することができる。なお、第4条第1項第2号に規定する運営指導と一体的な点検の委託は、豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づく。

(点検・支援の選定基準)

第6条 区は、個別形式によりケアプラン及び居宅介護支援事業所の点検を実施するときは、次に掲げる基準により選定する。

- (1) 介護保険システムによる給付実績データ等及び国民健康保険団体連合会とも連携し介護給付適正化システム等を活用して、サービス事業所及びケアプラン等を選定する。
- (2) 地域ケア会議等の他機関及び区の他部局と連携し、多職種協働による点検の必要性を指摘されたものについて、必要に応じて選定する。
- (3) その他、特に点検・支援が必要と認められるサービス事業所及びケアプラン等を選定する。

(点検・支援の実施方針及び実施計画)

第7条 区は、点検・支援を効率的かつ効果的に実施するため、豊島区介護サービス事業者等に関するケアプラン点検実施方針・実施計画を、年度ごとに定めるものとする。

(点検・支援の実施方法)

第8条 点検・支援の実施方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 実施通知

区は、点検・支援の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ点検・支援の根拠規定及び目的、担当者、準備すべき書類等について、当該サービス事業者等に通知する。ただし、第4条第1項第2号に規定する運営指導と一体的な点検を実施する場合は運営指導実施通知と一体的に作成することができる。

(2) 点検の実施方法

点検は、対象となるサービス事業者等に対し、作成したケアプランに係る次に掲げる文書の全部または一部の提出を求めることにより行う。

## ア 書面点検

- ① アセスメントの記録
- ② 居宅サービス計画（第1～3、第6・7表）
- ③ サービス担当者会議の要点（第4表）及び欠席のサービス担当者に対する照会内容の記録
- ④ 居宅介護支援経過の記録
- ⑤ 個別サービス計画書
- ⑥ 医療系サービスを位置付けている場合は、医師の指示等が確認できるもの
- ⑦ モニタリングの記録
- ⑧ サービス提供票・別表

## イ 運営指導と一体的な点検

豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱第9条に基づく書類

### (3) 点検・支援の結果の通知

区は、点検・支援の結果をケアプラン点検結果表（様式1）により事業所に対し通知するものとする。ただし、第4条第1項第2号に規定する運営指導と一体的な点検を実施する場合は当該運営指導の結果通知と一体的に作成することができる。

### (4) 報告書の提出

区は、第4条第1項第2号に該当したサービス事業者等に対して、書面で通知した事項について、運営指導結果通知書到着後30日以内に、改善状況報告書（様式2）により報告を求めることができる。ただし、運営指導結果通知後の期間について、区が必要を認めた場合は、区が認めた期間とする。

### (5) 点検・支援の結果の評価

区は、第4条第1項第1号及び第2号に規定する個別形式の点検・支援の結果について、評価しなければならない。

（関係機関等との連携）

第9条 区は、点検・支援の効果を高めるために、必要に応じて東京都、他の保険者、国民健康保険団体連合会、地域ケア会議等の他機関及び区の他部局との連携を図るものとする。

2 区は点検・支援等の実施状況等について、厚生労働省及び東京都からの求めに応じ、報告するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(様式1)

## ケアプラン点検結果表

本結果表では、点検において気づいた点等を記載しております。今後のケアプラン作成のご参考としてください。

介護支援専門員	
所属 (法人・事業所名)	
実施年度・時期	

(様式2)

## 改善状況報告書

事業所名：

事業種別：

作成担当者：

項目	改善状況または方策	改善時期